

2014 年 2 月 11 日自然環境保全に係る法律第 14/003 号（抄訳）

理由の表示

1969 年 8 月 22 日付自然環境保全に係るオルドナンス第 69-041 号と関連し、本法律はいくつかの大きな改革をもたらすものである。特に：

（略）

5. 生物及び遺伝資源の取得機会の条件の設定、これら資源に関連する伝統的知識の活用、及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

（略）

本法律は、それぞれ章に割り振られた以下の六項目から構成される。

第 1 章：総則

第 2 章：保全措置

第 3 章：生物及び遺伝資源ならびに伝統的知識

第 4 章：資金調達構造

第 5 章：違反行為と処罰

第 6 章：既存の法律を廃止する法律及び最終規定

以上が本法律の全体構成である。

2014 年 2 月 11 日自然環境保全に係る法律第 14/003 号

第 1 章 総則

第 1 条

本法律は、憲法第 202 条項目 36-f に則り、生物多様性の保全、その構成要素の

原文タイトル：LOI N° 14/003 DU 11 FEVRIER 2014 RELATIVE A LA CONSERVATION DE LA NATURE

原文リンク：<http://www.leganet.cd/Legislation/Droit%20administratif/Environnement/Loi14003.11.02.2014.htm>

（最終アクセス 平成27年7月22日）

持続可能な利用、ならびに生物及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ
衡平な配分およびその取得の機会に係る規則を定める。

本法律はとりわけ、生態系及び自然生息地の保全、野生動植物の種の保護、な
らびに保護区域における持続可能な開発の確実な実施に資する。

第 2 条

本法律において、語句は以下のとおり定義される。

1. 保護区域：自然環境、生態系の機能及び関連する文化的価値を確実かつ長
期的に保全するための、法的又はその他の全ての有効な手段によって、明
確に定められ、認識され、承認され、及び管理されている地理的範囲。
2. 生息地及び種の管理区域：生息地の維持を保証する、及び/又は特定の種に
関する要求を満たすべく、管理について積極的な介入の対象となる陸上及
び海洋領域。
3. 保護区域の整備：保護区域を永続させ、長期的に最大の利益を得るべく、
保護区域の管理の科学的、技術的、経済的、法的及び行政的措置を定める
ことを目的とした活動全体。
4. バイオパイラシー：商業的、科学的、又はその他の目的のための、特許出
願又は証明書の申請を通じた、地域社会の生物資源の不正な横領。
5. 生物資源探査：生ずる知識を科学的及び/又は商業的目的で応用するための、
生物及び/又は遺伝素材の収集、研究及び利用。
7. 地域社会：慣習に基づき伝統的に組織され、内部の結束を築く氏族又は血
族の連帯によって団結した住民。加えて、特定の地域への執着を特徴とす
る。
8. 保全権：譲渡人である行政と、譲受人である私人又は地域社会の間で結ば
れ、生物多様性の保全を目的とし、譲渡人が譲受人に対し一定の期間、森
林、野生動物、及び/又は土地資源の利用及び管理を委ねる契約。
9. 保全担当官：公的自然環境保全機関によって採用され、保護区域の管理及

び監視に当たる、エコ・ガードマンより高い位が授けられた国家の係官。

10. 保全：天然資源及び生態系の持続可能な利用を可能にする、その保護、維持、回復及び改善を含む管理措置。
13. エコ・ガードマン：第 36 条に言及される、保護区域の管理を担当する公的機関によって採用され、保護区域の監視にあたる国家の係官。
16. 種：全ての種、亜種、又は地理的に孤立したそれらの個体群の一つ。
17. 外来種：その自然分布域及び分散能力域外に現れる種又は下位分類群。
22. 供給者：遺伝資源の原産国、その取得者、又は関連する伝統知識の保有者。
23. 遺伝子：遺伝の基本的な単位であり、特定の性質又は性質全体の継承を決定する遺伝素材の一部。
24. ゲノム：有機体、細胞、又は細胞小器官の全ての遺伝子。
25. 自然生息地：一つの生物又は個体群が自然な状態で存在する場所又はサイトの種類
27. 植物園：保全、科学研究、展示、観光、又は教育のために、生きた植物の資料に裏付けられた集団を収集することを目的とし、公的、民間又は団体組織によって整備された区域。
28. 動物園：保全、科学研究、展示、観光、又は教育を目的とし、野生又は外来の家畜動物が捕えられた状態で飼育されている場所。
29. 遺伝素材：植物、動物、微生物又はその他に由来する、遺伝の機能的な単位を有する素材。
31. 国立公園：大規模な生態学的過程ならびに地域の種及び生態系の特色を保護するために確保され、また地域社会の環境及び文化を尊重し、精神的、科学的、教育的、及び娯楽的な自然の訪問機会の土台を提供する、広大な、自然又はほぼ自然な領域から成る保護区域の区分。
35. 産出物：試料の一部又は副産物。
38. 森林保護区：特徴的又は注目すべき固有種植物の外観の保護及び、その区

域における土壌と環境の確実な保全を目的とし、現行の法律に従って区分された森林又は森林の一部。

- 40. 生物資源：遺伝資源、有機体又はその要素、個体群、もしくはその他の人類にとって利用性もしくは実際の又は潜在的価値を持つ生態系の生物要素。
- 41. 遺伝資源：実際の又は潜在的価値を持つ遺伝素材。
- 42. 天然資源：自然が提供し、人の集団又は国家に対して生活手段の用を果たす産出物。土地、水、森林、空気、野生動植物の種などが資源として挙げられる。
- 43. 伝統的知識：自然環境と共に長い歴史を有する地域社会の、生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る知識、ノウハウ、認識の総体。
- 44. サイト：地面の境界が明確に定められ、地理的に限定された区域。
- 45. 試料：生きているか死んでいるかを問わず、全ての動物、植物、又は生物。
- 46. 持続可能な利用：天然資源の長期的な衰退を招かず、それらが持つ、現世代及び次世代のニーズと願望を満たす潜在性を保全する、生物多様性の構成要素を含む天然資源の利用。

第3章：生物及び遺伝資源ならびに伝統的知識

第1節：原則

第50条

慣習上の当局は地域社会において、遺伝資源に関連する伝統的知識の正当な保有者を特定する。

第51条

国家は、知識と経験の利用及び、論理的な工夫を活用する能力を向上するための、地域社会が保有する遺伝資源に関する伝統的知識の取得を推奨する。

国家は、公衆に対する生態系の経済的価値及び生物多様性の利用に係る啓蒙及び、それから生ずる利益の公正かつ衡平な配分に留意する。

第 52 条

国家は、国内当局に、生物及び遺伝資源ならびに関連する伝統的知識の保護の任務を委ねる。

前項に言及される国内当局は、これらの資源及び知識の取得ならびにそれから生ずる利益の公正かつ衡平な配分について構築する。

その組織および機能は、閣議にて審議された政令によって決定される。

第 2 節：生物及び遺伝資源ならびに伝統的な知識の保護

第 53 条

国家、州及び分権的地方公共団体は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る地域社会の伝統的知識の保護、維持及び推進を確実に行う。

国家、州及び分権的地方公共団体はそれぞれの管轄の範囲において、当該地域社会の知識を、バイオパイラシーから確実に保護する。

第 54 条

商業的、科学的、又はその他の目的のための、遺伝資源及びその利用から生ずる関連する伝統的知識の取得は、状況を知ったうえでの保有者の合意を条件とする。

第 55 条

遺伝資源及び関連する伝統的知識の国境外における利用は、それから生じる利益が、地域レベルにおける生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に資するという条件を満たさなくてはならない。

第 3 節：生物資源及び遺伝資源ならびに伝統的知識の取得の機会

第 56 条

国家及び州は、それぞれの管轄の範囲において、生物資源及び遺伝資源の取得の機会を保障する。

食糧及び農業のための植物遺伝資源について規定する法律の規定の適用を妨げない範囲において、遺伝資源又はその利用のための関連する伝統的知識の取得は、状況を知ったうえでの、供給者及び利用者による事前の同意を条件とする。

第 57 条

第 52 条に定められた国内当局は、取得機会の附与及び、取得の条件が遵守された旨の証明書の発行を担う。

状況を承認した上で与えられる事前同意の取得条件及びその手続きは、閣議にて審議された政令によって定められる。

第 58 条

全員一致の合意による条件の取決めの後、第 52 条に定められた国内管轄当局は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の取得の許可書を発行する。

第 59 条

全ての段階、特に試料や情報の収集、研究、開発、工夫、商業化準備及び商業化における、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用の監視メカニズムは、閣議にて審議された政令によって定められる。

第 4 節：生物資源及び遺伝資源ならびに関連する伝統的知識の利用から生ずる

利益の分配

第 60 条

生物資源及び遺伝資源ならびに関連する伝統知識の取得には、その利用から生ずる金銭的及び非金銭的利益の公正かつ衡平な配分が義務付けられる。

金銭的利益には特に以下が含まれる。

1. 契約金
2. マイルストーン・ペイメント
3. 生物多様性の保全及び持続可能な利用についてのロイヤリティー
4. 収集又はその他の方法によって得た各試料の取得料
5. 商業化の際のライセンス料
6. サービス提供の対価
7. 研究資金提供

非金銭的利益は、制度的支援及び持続的な社会的支援、及び技術移転に基づく。

事例ごとの、利益の一覧及びその価値は、閣議にて審議された政令によって定められる。

第 61 条

税及びロイヤリティーに加え、国家は、地域社会が保有する生物及び遺伝資源に関連する伝統的知識の取得から生ずる金銭的利益の 16%を徴収する。

第 62 条

商業的及び産業的目的のための生物資源及び遺伝資源ならびに伝統的知識の取得は、供給者に対し知的財産権の共有及び合同事業をもたらす。

第5節：絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引

第63条

野生動植物の全面的又は一部保護種の試料の取引は、本法律及びその実施規則に定められた制限規則に従う。

第64条

野生動植物の全面的又は一部保護種、もしくはその他の全ての種の試料の輸出は、CITESの適用のもと設置された管理機関によって発行された輸出許可書の事前取得を条件とする。

前項にて言及される条約の付属書に記載された種の全ての試料の再輸出は、管理機関によって発行された再輸出証明書の事前取得を条件とする。

第65条

前条にて言及される条約の付属書に記載された野生動植物種の全ての試料の輸入は、管理機関によって発行された輸入許可書の事前取得を条件とする。

第66条

第64条にて言及される条約の付属書に記載された野生動植物種の海からの持ち込みは、管理機関及び管轄国内機関によって発行された海からの持ち込み証明書及び植物遺伝子証明書の事前取得を条件とする。

第67条

第64条に言及される条約の規定の適用のもと、第64条及び第66条に定められた許可書及び証明書が満たすべき条件は、閣議にて審議された政令によって定められる。

同政令は、管理機関及び科学担当当局の任務、組織及び機能、ならびにこれらと、第 64 条にて言及される条約の事務局ならびにその他の管理機関及び科学担当当局との協働の構造も定める。

第 4 章：資金調達構造

第 68 条

現行の法律によって認められた権利と義務の範囲において、保全権又は生物資源探査権を保有する自然人又は法人は、自然環境保全及び財務をその権限に含む省による共同政令によって定められた条件における、保護区域のための信託基金への貢献を義務付けられる。

第 69 条

生物多様性に係る国家戦略及び行動計画、保護区域における生物多様性保全に係る国家戦略、研究ならびに保護区域の管理計画の実施の資金調達は、以下の資金源によって保証される。

- 1) 国家の予算
- 2) 民間資金
- 3) 保護区域のために設立された信託基金
- 4) 自然環境保全のための二国間及び多国間協定による資金調達構造
- 5) 保護区域における観光収入
- 6) 環境サービスの報酬からくる資金の一定割合
- 7) 寄付及び遺産

第 5 章：違反行為と処罰

第 70 条

法律によって全般的管轄権を持つ官吏及び司法警察官に対して認められた特権を妨げない範囲において、本法律及びその実施規則に対する違反行為は、本法律の第 36 条にて言及される公的機関及び第 52 条に言及される国内管轄当局の、宣誓した公務員及び担当官によって調査され、明らかにされる。

第 71 条

全面的自然保護区、国立公園及び生物圏保護区において以下の行為を行う全ての者は、1 年以上 3 年以下の懲役及び 10 万以上 150 万コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

- 1) 火器及びその他の猟具を持ち込むこと
- 2) 生きている野生動植物の種、その皮又はその他の死骸を捕獲又は運搬すること
- 3) 生態系、生息地又は種を脅かすおそれのある外来種を故意に持ち込むこと
- 4) いかなる形態であれ、漁を行うこと
- 5) 卵又は巣を捕獲又は破壊すること
- 6) いかなる手段であれ、野生動植物の生活圏、種、又はその他の自然生物又は遺伝資源を破壊すること
- 7) 保護区域の境界を示す標石を移動する、破壊する、又は取り去ること
- 8) 湧き水及び河川を直接的又は間接的に汚染すること

第 72 条

厳正自然保護区、国立公園及び生物圏保護区において、正当防衛の場合を除き、全ての野生動物種について、いかなる方法であろうと、これを故意に追いかける、狩る、捕獲する、傷つける、又は殺す全ての者は、1 年以上 3 年以下の懲役及び 500 万以上 2500 万コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

刑法の規定の適用を妨げない範囲において、保護区域において故意に火事を起す全ての者は、1 項に定められた処罰に処される。

第 73 条

厳正自然保護区、国立公園及び生物圏保護区において、有害廃棄物、化学物質、汚染物質及びその他全ての危険な物質を貯蔵する、埋める、又は流す全ての者は、5 年以上 10 年以下の懲役及び 4 億以上 7 億 5000 万コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方に処せられる。

第 74 条

保護区域において、森林、鉱山、炭化水素又は採石の探査活動又は開拓を行う全ての者は、1 億以上 10 億コンゴ・フラン以下の罰金に処せられる。

現行の法律で定められた懲戒処分の適用を妨げない範囲において、上記の活動の許可を発行した国家公務員は同様に、6 カ月以上 12 か月以下の懲役及び 1000 万以上 5000 万コンゴ・フラン以下の罰金に処される。

第 75 条

現行の法律で定められた懲戒処分の適用を妨げない範囲において、保護区域において本法律第 66 条に挙げられた以外の禁止活動の許可を発行した国家公務員は、3 カ月以上 6 か月以下の懲役及び 500 万以上 2500 万コンゴ・フラン以下の罰金に処される。

第 76 条

保護区域において以下の行為を行う全ての者は、1 カ月以上 1 年以下の懲役及び 10 万以上 50 万コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

- 1) 森林樹種の伐採、破壊、抜根、又は除去すること
- 2) 生態系、生息地及び種を脅かすおそれのある、全ての生きている又は死んでいる森林植物物質、又は全ての外来種について、これを持ち込むこと
- 3) 航空機を 500m 未満の高さで飛行させること。

第 77 条

保護区域において以下の行為を行う全ての者は、6 カ月以上 1 年以下の懲役及び 1000 万以上 1 億コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

- 1) 鉱物学的及び古生物学的サイト、考古学的遺物、外観、土地の起伏、自然排水、土壌の肥沃性、水の流量及び清澄度、植生、野生の動物相及び植物相を改変する、整備計画に予定されていない工事を行うこと
- 2) 落葉又は草本植生を除去、又は肥料及び生物を殺す物質を使用すること
- 3) 保護区域の管理にのみ使用される場合を除き、家屋、農地又は倉庫を建設すること。

第 78 条

正当防衛の場合を除き、野生動物種の試料を殺す、傷つける、捕獲する又は保持する、又は本法律の第 7 条及び第 13 条に言及される野生植物の厳正保護野生動植物種の試料を伐採する及び/又は抜根する全ての者は、1 年以上 10 年以下の懲役及び 500 万以上 2000 万コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

これらの処罰は、行為が野生動植物の一部保護種の試料に対して行われた場合、6 カ月以上 2 年以内の懲役及び 100 万以上 500 万コンゴ・フラン以下の罰金に変更される。

第 79 条

本法律及び絶滅危機にある野生動植物の種の国際取引に関する規制を定めた政令の規定に違反し、野生動植物の厳正保護種及びその産出物の国際取引に係る活動を行う者は、5 年以上 10 年以下の懲役及び 2500 万以上 1 億コンゴ・フラン以下の罰金に処せられる。

この処罰は、1 項に言及される取引に係る活動が野生動植物の一部保護種について行われる場合、1 年以上 2 年以下の懲役及び 1000 万以上 2500 万コンゴ・フラン以下の罰金となる。

第 80 条

本法律の第 79 条の規定の適用を妨げない範囲において、国内管轄当局の書面による許可なくして外来種を国内に輸入又は導入する者は、6 カ月以上 3 年以下の懲役及び 2500 万以上 5000 万コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

国内に侵入外来種を輸入又は導入する場合には、この 2 倍の処罰が課される。外来種又は侵入外来種を税関取り締まり区域内で保有している者は全て、輸入者と推定される。

第 81 条

商業的、科学的、又はその他の目的のために、事前に地域社会の書面による同意を得ることなく、その遺伝資源に関連する伝統的知識又は工夫の利用に従事する者は全て、6 カ月以上 1 年以下の懲役及び 100 万以上 500 万コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

本法律及びその実施規則によって定められた条件に従って国内管轄当局の書面による許可を得ることなく、商業的、科学的、又はその他の目的のために、遺伝資源の利用に従事する者への処罰は、1 年以上 5 年以下の懲役及び 500 万以上 2000 万コンゴ・フラン以下の罰金となる。

本法律及びその実施規則によって定められた条件に従って国内管轄当局の書面

による許可を得ることなく、商業的、科学的、又はその他の目的のために、遺伝資源を輸出する場合には、この 2 倍の処罰が課される。

第 82 条

虚偽の申告に基づく合意のうえで資源を取得する全ての利用者は、1 年以上 5 年以下の懲役及び 5000 万以上 1 億コンゴ・フラン以下の罰金、又はこれらの処罰のうち一方のみに処せられる。

加えて、提訴を受けた裁判所は、許可書の取消しを命ずる。

第 83 条

本法律の第 71 条から 81 条に定められた処罰に加え、火器に係る法律の適用を妨げない範囲において、本法律に対する違反行為に用いられた試料及び産出物ならびに物質は、没収され、保全を担う公的機関に委ねられる。

第 84 条

本法律の第 71 条、第 73 条、第 76 条及び第 77 条に定められた処罰の適用を妨げない範囲において、管轄裁判所は違法者の費用負担において、破損された又は汚染された生態系、自然生息地又はサイトの回復、ならびに/もしくは保護区域に不法に建造された建築物の破壊を命じる。

1 項に言及される作業が与えられた期限内に履行されない場合、又はその履行が困難である場合、上述の裁判所は、その完了又は相当金額の支払いまで、違反者の費用負担において作業の公的な実施を命ずることができる。

第 6 章：既存の法律を廃止する法律及び最終規定

第 85 条

本法律によって 1968 年 8 月 22 日自然環境保全に係るオールドナンス第 69-041

号及び本法律以前のこれに反する全規定は廃止される。

第 86 条

本法律はその公布から 6 か月後に施行される。

2014 年 2 月 11 日、キンシャサ

Joseph KABILA KABANGE